

## 海外情報収集のための常設チャンネルを

CISTEC アンケートの季節になりました。みなさん、新しい年度への期待とともに様々な要望提案を考えておられることと思います。非会員の私には投票権がありませんが、多少思うところもあるので、そっと「つぶやいてみる」ことに致します。もしみなさんの御参考になるなら幸いです。

### 1. 要約

今私が「こうだったらいいのにな」と思っているのは、海外（特に欧米）規制情報を収集するためのチャンネルづくりです。

海外情報収集の重要性についてはみなさん先刻御存知の通りです。CISTEC でも毎年恒例の欧米派遣ミッションで情報収集をやっています。

しかし現行のミッション方式一本では質量ともに十分とは申せません。状況を改善するには、実務レベルで日常的に海外のカウンターパートと交流を持てるようなチャンネルを構築することが必要と考えます。

### 2. ミッション方式の問題点

#### 2-1 量的問題

私自身の（パツとしない）経験談から話を始めたいと思います。

5年ほど前、CISTEC 役務分科会で「機器内蔵プログラム（ファームウェア）の規制除外」に向けて活動していたころのことです。ちょうどミッション派遣が近々あると聞いて、海外におけるファームウェアの規制状況情報を集めてもらえまいか、と考えました。ところが私の提案に説得力がなかったのか、ミッションの方々の関心が薄かったのか、この希望は不採用となりました。次の機会は1年後ですから、ただちに1年浪人決定となったわけでありませぬ。

とりあえず自分の提案の質的問題はおくとして、**1年に1回しかコミュニケーションの機会がないのは、頻度が低すぎるのではないか、**と思うのです。それではまるで遣唐使か南極観測隊ではないかと。

#### 2-2 質的側面

では回数を倍にすればよいのか？（それとも3倍に？）私はそれだけでは不十分と申し上げたい。先方との**面談1回あたりの質**にも問題がありうると思うからです。

まず**面会時間の制約**があります。短い面会時間の中で満足なやりとりができるとは限りませぬ。先方の回答に得心がいかず、更に質問を重ねたいと思っても、後の予定が詰まっていれば時間切れとなってしまいます。

回答が不得要領なのは、**先方の出席者の資質**が原因ということもありえます。たとえば適任者がたまたま出張中というケースです。戦史に例を求めると、苦勞して奇襲をかけたの

に、目指す相手の空母戦隊が出払っていたという真珠湾作戦というところでしょうか。

また、もしこちら側のそのテーマに対する関心が低かった場合、相手の不十分な回答にツッコミを入れることができず「はあ、そうですか」で終わってしまう可能性もあります。

前節で紹介した私の事例、正直申しますと、あのとき採用されなくてよかったと思っています。私の提案自体も今思えば満足とは言い難く、それにぶっつけ本番の一発勝負はギャング的要素があまりにも多かったからです。へたに採用されて中途半端な回答を持ち帰られ、それが独り歩きするようでは逆効果。それでは、小勢を繰り出して奪取に失敗した挙句、その場所の重要性に気付いた敵方に守りを固めさせてしまった（と司馬遼太郎が批判した）203 高地攻防戦と同じです。

以上の考察から、対策は自ずと見えてくることと思います。

簡単に申せば、**真珠湾奇襲型の一発勝負に依存するのはやめよう**、ということです。そこで考えられるのが、冒頭で述べた、常設チャンネルの設置です。話が分かる相手と、平生からじっくり四つに組んで意思疎通ができる関係を作ることを目指すべきだと考えます。

### 2-3 「初歩的」質問はミッションでは扱いにくい

ついでにもう1つ。

「今さら人に聞けない」という初歩的な問題をひそかに抱えている人は少なくありません。たとえば3-1で述べる「ソフトウェアとプログラムって同じものじゃなかったんですか？」というような。

立場のある人ほど、またそれがフォーマルな場であるほど、その種の「初歩的」な質問は口にしにくいものです。まして公式訪問の席で、しかもつきあいの深くない相手の前となればなおさらです。

誤解がないよう付け加えておきますが、だからといって私は、その種の質問をミッションで扱うことを否定致しません。理由は、実務レベルで情報が取れたとしても、それが今までの「日本の常識」と差がある場合には、なかなか「上」に言い出せないものだからです。そういう情報を国内に反映させるためには、外国側から切り出させ、ミッションに「公式に持ち帰っていただく」のが有効なやり方だと考えます。

## 3. 事例集

リクツはわかった、常設チャンネルはたしかに有益だろう。だがそれを作るのは大変手間がかかる。そこまでする必要性があるのだろうか？ そもそも欧米規制情報の重要性にしたって、それほど差し迫ったものではないんじゃないか？

そうお感じになった方もいらっしゃるかと思います。そこで本節では、欧米情報がとれていたら容易に解決したであろう事例をいくつか御紹介します。

### 3-1 ファームウェア規制

前記 2-1 でチラと触れたのが本件です。

コンピュータプログラムであっても、機器に内蔵した状態で海外に出すのは、欧米ではそもそもソフトウェアの輸出として扱っていないのではないかと、という問題提起でした。(国際レジームでは、ソフトウェアとプログラムは別々に定義されており、ソフトウェアとは「プログラムのうち、**tangible media of expression** に **fix** されたもの」と定められているため)

過去に我が国では、機器内蔵のプログラムについて大臣許可を取り忘れた(但し機器そのものの許可は取っていた)ために外為法違反として摘発された不幸な事案がありました。また日常の該非判定において、機器搭載プログラムへもいちいち言及を求められたら業務上どれほど大変な負荷になるかは言うまでもないことと思います。

もしこの説が欧米情報で裏付けられたなら、我が国の規制に反映される道が開かれることでしょう。本件が単なるマニアックな定義論争ではなく、実務上も重要なインプリケーションを持つことは、御理解いただけようかと思えます。

実は私も米国商務省へ、本件について問い合わせを出したのですが、1年経ってもナシのつぶて。「やっぱり一民間人がアタックしたのでは取り合ってもらえんのだな」とため息が出ました。だからこそ CISTEC が間に入る意義も大きいといえるわけです。(詳しい内容については、安全保障貿易学会の第 21 回研究大会における私の報告を御覧下さい。  
<http://www.cistec.or.jp/jaist/event/kenkyuutaikai/kenkyu21/index.html> )

### 3-2 民生用自動車／鉄道車両用 IC の規制除外規定

貨物等省令 6 条一号ロに「民生用自動車／鉄道車両に使用する IC」を規制除外する旨の記述があります。

一部の人はこれを「そのように使用する案件」への除外規定と考えています。しかしこの省令が「規制貨物／技術の仕様を記述する」性格のものであることを考えると頓珍漢な理解と言わざるをえないでしょう。(それに、もしこの理解に従うと「同一品目でありながら、案件ごとに該非判定結果が変わる」という一物二価が生じてしまいます)

省令のこのくだりのネタ元であるワッセナーアレンジメント (WA) の記述は

**not apply to integrated circuits for civil automobile or railway train applications**

です。一般に「for xx」といえば「xx 用に設計された (designed for xx)」のことですから WA の規定ぶりから見ても「そのように使用する案件」という理解はイビツだと思います。

まあ技術的に若干の議論の余地があることは認めます。たとえば「自動車／鉄道向け設計品の問題用途への転用可能性はどうか?」とか「そもそもこの除外規定は何を言わんとしているのか?」等々。しかしもし疑問があるなら欧米諸国なり WA 事務局なりに聞けばいいじゃないか、聞くは一時の恥ではないか? 私はそう思うのです。

ともあれ現にわからない人が(おそらく私以外にも相当数)存在するわけですから、このまま放置してよいことではないでしょう。(詳しくは拙稿「一物二価の該非判定」をご覧ください)

ださい…[http://1st-xcont.com/Is\\_It\\_XCont\\_12.pdf](http://1st-xcont.com/Is_It_XCont_12.pdf))

### 3-3 オーストラリアグループ (AG) の Statement of Understanding

AGの化学兵器製造関連機器規制リストに次のような注釈があります。

These controls do not apply to equipment which is specially designed for use in civil applications (for example food processing, pulp and paper processing, or water purification, etc) and is, by the nature of its design, inappropriate for use in storing, processing, producing or conducting and controlling the flow of chemical warfare agents or any of the AG-controlled precursor chemicals.

我が国輸出令別表第1にはこの注釈に対応する記述がありません。十年ほど前、BCW分科会で本件について大激論が戦われました。ある先輩は「是非輸出令にも反映させるべきだ。そうすれば規制範囲は相当にしばられ、実務負荷の大幅な縮小につながる」と主張し、またある先輩は「下線部の意味を具体的に示すことができないうちは軽々に輸出令へ反映できない」と反論し、双方ともに譲らなかったのです。

今日でもこの問題の決着がついたとは聞いていません。(したがって、この注釈は輸出令に反映されない状態が続いています) 私もBCW分科会委員だった5年ほど前、主査氏から「下線部の解釈が難しい」と聞いた記憶があります。

それならば本件も欧米諸国がどのように理解して規制実務を行っているかを情報収集する価値があるのではないのでしょうか。この種の基礎的な問題を、よくわからないまま「とりあえず保険かけて規制対象に残しておこう」ではまずいと思うのです。

### 3-4 リニア変位計の解釈

輸出令別表第1の2項(12)2/貨物等省令1条十七号ロのリニア変位計規制は、現在、次のような<解釈>通達により、対象が明確化されています。

直線上の変位を測定するもの	測定子又は被測定物を移動させることにより、測定子と被測定物との間の距離の変化を測定することができるものをいう。
---------------	---

この結果、顕微鏡のような「測定子又は被測定物を移動させることにより、測定子と被測定物との間の距離の変化を測定」していない装置(上から観察しているだけ)は、本規制の対象外であることが法令上、明確化されています。

ところがこの<解釈>が通達化されてから数年たっても、顕微鏡に関して省令1条十七号ロの判定を求められるケースが続きました。(さすがに最近はなくなりましたが)

それはかつて、顕微鏡のような、上から観察するだけの機能しかない装置が規制されていた歴史が原因でした。

つまり規制が緩和されたわけですが、理由は国際レジームの規制リストが変わったからではありません。当局が「それは規制対象じゃないぞ」と気づいたからでした。

今も昔も「気づく」ことの重要性は変わりません。そしてそのために最も有効なのが「諸

外国の規制理解や運用に関する情報」です。

変位計規制においても、早い時期に海外情報が入手できていれば、「気づく」までの時間が短縮され、規制緩和もより早く実現していたことでしょう。もしそうなっていたら、変位計の違反として有名な 1996 年の「微小寸法測定装置」の一件も（そもそも規制非該当品目の輸出ということで）事件にならずに済んでいたかもしれません。（この事案については <輸出管理猫の巻>の第 2 話前篇…[http://1st-xcont.com/Cat\\_Book0201.pdf](http://1st-xcont.com/Cat_Book0201.pdf)…も参照ください）

私がちょっと思い出しただけでもこれだけの事例が出てくるのですから、欧米規制事情を的確に把握することによって我が国の輸出管理が改善される場面は、まだまだ沢山あるのではないのでしょうか？ そのために CISTEC が一層の成果を挙げられることを願ってやみません。

本稿の議論がみなさんの心に届き、みなさんからも建設的な提案が生まれ、CISTEC の活動がより実りあるものになるなら、まことにうれしく思います。さあ、行きましょう！ これから私たちはお互いに手を取り合って行くんですよ！